## 芦屋市条例第10号

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年芦屋市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

#### 

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第8条 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に 次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の 入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわら ず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
- $(1) \sim (4) \qquad (略)$
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第112条第1項に 規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第49 条第4項第5号、第66条第1項、第67条第1項、第84条

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第8条 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に 次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の 入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわら ず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)~(4) (略)
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第112条第1項に 規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第49 条第4項第5号、第66条第1項、<u>第67条</u>、第84条第6項、

第6項、第85条第3項及び第86条において同じ。)

 $(6) \sim (10)$  (略)

(11)(略)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サ ービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の 処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問 介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事 することができる。

 $7 \sim 1.2$  (略)

(管理者)

第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定│第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定 期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従 事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に 従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる ものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

# 第11条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者 │2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者 又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文

改正前

第85条第3項及び第86条において同じ。)

 $(6) \sim (10)$  (略)

(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83 号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有 するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険 法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)第48条第1 項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護 療養型医療施設」という。)

(12) (略)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サ ービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の 処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護 事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事する ことができる。

 $7 \sim 1.2$  (略)

(管理者)

期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従 事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に 従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事 することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

## 第11条 (略)

又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文

書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) (略)
- (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その 他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる 記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの をいう。第205条第1項において同じ。)に係る記録媒体を いう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項 を記録したものを交付する方法

## $3 \sim 6$ (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第26条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定 期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところに よるものとする。

## $(1) \sim (7)$ (略)

- (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊 急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を 制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはな らない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) (略)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方 法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

### $3 \sim 6$ (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

- 第26条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定 期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところに よるものとする。
  - $(1) \sim (7)$  (略)

(10) (略)

(11) (略)

(掲示)

- 第36条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運 営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務 の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められ る重要事項 (以下この条において単に「重要事項」という。) を 掲示しなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>重要事項</u>を 記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる ことにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、 重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

## 第44条 (略)

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 第22条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内 容等の記録
- (3) (4) (略)
- (5) 第26条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記

改正前

- (8) (略)
- (9) (略)

(掲示)

- 第36条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運 営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務 の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められ る重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

## 第44条 (略)

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
  - (1) (略)
  - (2) 第22条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容 等の記録
  - (3) (4) (略)

録

- (6) 第30条の規定による市への通知に係る記録
- (7) 第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (8) 第42条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第49条 (略)

2 (略)

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

 $(1) \sim (10)$  (略)

## <u>(11)</u> (略)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

改正前

- (5) 第30条に規定する市への通知に係る記録
- (6) 第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 第42条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第49条 (略)

2 (略)

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)~(10) (略)

(11) 指定介護療養型医療施設

<u>(12)</u> (略)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 <u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

#### 7 (略)

(管理者)

第50条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第53条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介 護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

 $(1) \sim (4)$  (略)

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又 は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得な い場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録

6 <u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

### 7 (略)

(管理者)

第50条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の他の上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第53条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介 護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

## $(1) \sim (4)$ (略)

しなければならない。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(記録の整備)

## 第60条 (略)

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対 応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第22条第2項<u>の規定による</u>提供した 具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第53条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第30条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>苦情の内 容等の記録
- (6) 次条において準用する第42条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (管理者)
- 第61条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型 通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置 かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の 管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の 他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事するこ

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(記録の整備)

## 第60条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対 応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。

改正前

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第22条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第30条<u>に規定する</u>市への通知に係る 記録
- (4) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容 等の記録
- (5) 次条において準用する第42条第2項<u>に規定する</u>事故の状況 及び事故に際して採った処置についての記録 (管理者)

第61条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型 通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置 かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の 管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の 他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の

とができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

 $(1) \sim (4)$  (略)

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又 は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得な い場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (略)

<u>(8)</u> (略)

(記録の整備)

第61条の19 (略)

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密 着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第22条第2項<u>の規定による</u>提供した 具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第61条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第30条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内

改正前

職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

- 第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
  - $(1) \sim (4)$  (略)

- (5) (略)
- (6) (略)

(記録の整備)

第61条の19 (略)

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密 着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第22条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第30条<u>に規定する</u>市への通知に係る 記録
- (4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容

容等の記録

(6) 前条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第61条の20の3 第11条から第15条まで、第17条から第 20条まで、第22条、第24条、第30条、第34条の2、第 36条から第40条まで、第42条の2、第43条、第55条、 第61条の2、第61条の4及び第61条の5第4項並びに前節 (第61条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介 護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項 中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第6 1条の12に規定する運営規程をいう。第36条第1項において 同じ。) 」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と あるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以 下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34 条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第 3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは 「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第4項中 「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項 の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外の サービスを提供する場合に限る。) 」とあるのは「共生型地域密 着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を 利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービ スを提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第 5項、第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第 2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるの は「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2 項第2号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは 等の記録

(5) 前条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

(準用)

第61条の20の3 第11条から第15条まで、第17条から第 20条まで、第22条、第24条、第30条、第34条の2、第 36条から第40条まで、第42条の2、第43条、第55条、 第61条の2、第61条の4及び第61条の5第4項並びに前節 (第61条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介 護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項 中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第6 1条の12に規定する運営規程をいう。第36条第1項において 同じ。) 」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と あるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以 下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34 条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第 3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは 「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第4項中 「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項 の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外の サービスを提供する場合に限る。) 」とあるのは「共生型地域密 着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を 利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービ スを提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第 5項、第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第 2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるの は「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2 項第2号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは

「第22条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第 30条」とあるのは「第30条」と、同項第5号中「次条におい て準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読 み替えるものとする。

(管理者)

第61条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事 業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければ ならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない 場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は 他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

#### 2 · 3 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

- 第61条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところに「第61条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところに よるものとする。
- (1) (2) (略)
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合 を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、そ の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録 しなければならない。
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

(記録の整備)

第61条の37 (略)

「第22条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第 30条|とあるのは「第30条」と、同項第4号中「次条におい て準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読 み替えるものとする。

(管理者)

- | 第61条の24 | 指定療養诵所介護事業者は、指定療養诵所介護事 業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければ ならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない 場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することがで きるものとする。
- 2 · 3 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

- よるものとする。
- (1) (2) (略)

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

(記録の整備)

第61条の37 (略)

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護 の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年 間保存しなければならない。
- (1) (2) (略)
- (3) 次条において準用する第22条第2項<u>の規定による</u>提供した 具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第61条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び 時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理 由の記録
- (5) 次条において準用する第30条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>苦情の内 容等の記録
- (7) 次条において準用する第61条の18第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) (略)

(管理者)

- 第64条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 2 (略)

(利用定員等)

第67条 (略)

改正前

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護 の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年 間保存しなければならない。
- (1) (2) (略)
- (3) 次条において準用する第22条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 次条において準用する第30条<u>に規定する</u>市への通知に係る 記録
- (5) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容 等の記録
- (6) 次条において準用する第61条の18第2項<u>に規定する</u>事故 の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- <u>(7)</u> (略)

(管理者)

- 第64条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 2 (略)

(利用定員等)

第67条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス (法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同 じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46 条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防 サービス (法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを いう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第5 4条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをい う。以下同じ。) 若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項 に規定する指定介護予防支援をいう。) の事業又は介護保険施設 (法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同 じ。) 若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年 法律第83号) 第26条の規定による改正前の法第48条第1項 第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第84条第7 項、第112条第9項及び第193条第8項において「指定居宅 サービス事業等」という。) について3年以上の経験を有する者 でなければならない。

(管理者)

第68条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

## 2 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス (法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同 じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防 サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを いう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設 (法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第84条第7項、第112条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第68条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

## 2 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第72条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

 $(1) \sim (4)$  (略)

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者 又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得 ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (略)

(8) (略)

(記録の整備)

### 第81条 (略)

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第22条第2項<u>の規定による</u>提供した 具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第72条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記 録
- (4) 次条において準用する第30条<u>の規定による</u>市への通知に係 る記録
- (5) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>苦情の内 容等の記録
- (6) 次条において準用する第61条の18第2項<u>の規定による</u>事 |

改正前

第72条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)~(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(記録の整備)

第81条 (略)

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知 症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その 完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第22条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第30条<u>に規定する</u>市への通知に係る 記録
- (4) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容 等の記録
- (5) 次条において準用する第61条の18第2項<u>に規定する</u>事故

改正後 改正前 故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (6) (略) (従業者の員数等) (従業者の員数等) 第84条 (略) 第84条 (略)  $2 \sim 5$  (略)  $2 \sim 5$  (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関 する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同 する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同 表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置 表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置 いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介 いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介 護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することが 護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することが できる。 できる。 当該指定小規模多機 指定認知症対応型共同生活 |当該指定小規模多機||指定認知症対応型共同生活|(略) 能型居宅介護事業所〉介護事業所、指定地域密着 能型居宅介護事業所、介護事業所、指定地域密着 |に中欄に掲げる施設 型特定施設、指定地域密着 に中欄に掲げる施設 型特定施設、指定地域密着 等のいずれかが併設 型介護老人福祉施設、指定 ||等のいずれかが併設||型介護老人福祉施設、指定 介護老人福祉施設、介護老 介護老人福祉施設、介護老 されている場合 されている場合 人保健施設又は介護医療院 人保健施設、指定介護療養 型医療施設 (医療法 (昭和 23年法律第205号)第 7条第2項第4号に規定す る療養病床を有する診療所 であるものに限る。)又は 介護医療院 当該指定小規模多機 (略) 当該指定小規模多機 (略) (略) (略) 能型居宅介護事業所 能型居宅介護事業所 の同一敷地内に中欄 の同一敷地内に中欄

に掲げる施設等のい

ずれかがある場合

に掲げる施設等のい

ずれかがある場合

#### $7 \sim 13$ (略)

(管理者)

第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機 能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者 を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護 事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅 介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務 に従事することができるものとする。

## 2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第113条第3項、第114条、第194条第3項及び第195条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生

#### $7 \sim 13$ (略)

(管理者)

第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。

## 2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第113条第3項、第114条及び第195条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研

労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第94条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

 $(1) \sim (4)$  (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型 居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身</u> 体的拘束等を行ってはならない。

(6) (略)

- (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正 化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - <u>ウ</u> 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化の ための研修を定期的に実施すること。

(8) (略)

<u>(9)</u> (略)

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第108条 (略)

<u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽</u>減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第108条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定 小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サー 改正前

修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第94条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

 $(1) \sim (4)$  (略)

- (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型 居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身</u> 体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘 束等」という。)を行ってはならない。
- (6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第108条 (略)

ビスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図る ため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の 安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する 方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

## 第109条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小 規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) • (2) (略)

- (3) 次条において準用する第22条第2項<u>の規定による</u>提供した 具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第94条第6号<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記 録
- (5) 次条において準用する第30条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>苦情の内 容等の記録
- (7) 次条において準用する第42条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) (略)

(管理者)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職

(記録の整備)

#### 第109条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小 規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) • (2) (略)

- (3) 次条において準用する第22条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第94条第6号<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第30条<u>に規定する</u>市への通知に係る 記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容 等の記録
- (7) 次条において準用する第42条第2項<u>に規定する</u>事故の状況 及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) (略)

(管理者)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事

務に従事することができるものとする。

#### 2 (略)

3 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第91条<u>第3項</u>に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(管理者による管理)

第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定 居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知 症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指 定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス 若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、 病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。 ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限り でない。

(協力医療機関等)

## 第127条 (略)

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき 協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協 力医療機関を定めるように努めなければならない。
- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が 相談対応を行う体制を、常時確保していること。

業所、施設等<u>若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業</u> <u>所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事 することができるものとする。

### 2 (略)

3 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第91条<u>第2項</u>に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(管理者による管理)

第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定 居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知 症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指 定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス 若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、 病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。 ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等によ り当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (協力医療機関等)

第127条 (略)

- (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求め があった場合において診療を行う体制を、常時確保しているこ と。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(以下「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2 種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定 医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を 行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機 関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、 退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型 共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努 めなければならない。

<u>7</u> (略)

8 (略)

(記録の整備)

<u>2</u> (略)

3 (略)

(記録の整備)

#### 第129条 (略)

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定 認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備 し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 第117条第2項の規定による提供した具体的なサービスの 内容等の記録
- (3) 第119条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時 間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 の記録
- (4) 次条において準用する第30条の規定による市への通知に係 る記録
- (5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内 容等の記録
- (6) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状 況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) (略)

(準用)

第130条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第130条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、 第30条、第34条の2、第36条から第38条まで、第40条、 第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の16、 第61条の17第1項から第4項まで、第101条、第104条、 第106条及び第108条の2の規定は、指定認知症対応型共同 生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条 第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第124 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第34条の2第 2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定 期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業

#### 第129条 (略)

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定 認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備 し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 第117条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内 容等の記録
- (3) 第119条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記
- (4) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る 記録
- (5) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容 等の記録
- (6) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況 及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) (略)

(準用)

第30条、第34条の2、第36条から第38条まで、第40条、 第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の16、 第61条の17第1項から第4項まで、第101条、第104条 及び第106条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業 について準用する。この場合において、第11条第1項中「第3 3条に規定する運営規程」とあるのは「第124条に規定する重 要事項に関する規程」と、同項、第34条の2第2項、第36条 第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時 対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第6

者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章 第4節」と、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密 着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条の 17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」と あるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と と、「6月」とあるのは「2月」と、第101条中「小規模多機 能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第104条 中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知 症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第132条 (略)

 $2 \sim 6$  (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) (略)

 $8 \sim 10$  (略)

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第 2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、 「0.9」とする。
- (1) 第151条において準用する第108条の2に規定する委員 会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び

1条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第104条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第132条 (略)

 $2 \sim 6$  (略)

- 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) (略)
- (2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限 る。)

<u>(3)</u> (略)

 $8 \sim 10$  (略)

改正前

職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

- ア 利用者の安全及びケアの質の確保
- <u>イ</u> 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配 慮
- ウ 緊急時の体制整備
- <u>工</u>業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次 号において「介護機器」という。)の定期的な点検
- オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修
- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担 軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分 担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担 軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担 軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第133条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第149条 (略)

(管理者)

第133条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第149条 (略)

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定 に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を 満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が 相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定 指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決め るように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機 関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種 協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応につい て協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

<u>7</u> (略)

(記録の整備)

第150条 (略)

2 (略)

(記録の整備)

第150条 (略)

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 第138条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの 内容等の記録
- (3) 第140条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第148条第3項の規定による結果等の記録
- (5) 次条において準用する第30条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>苦情の内 容等の記録
- (7) 次条において準用する第42条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) (略)

(準用)

第151条 第14条、第15条、第24条、第30条、第34条 の2、第36条から第40条まで、第42条から第43条まで、 第61条の11、第61条の15、第61条の16、第61条の 17第1項から第4項まで、第101条及び第108条の2の規 定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準 用する。この場合において、第34条の2第2項、第36条第1 項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」 と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4

#### 改正前

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 第138条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内 容等の記録
- (3) 第140条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記 録
- (4) 第148条第3項に規定する結果等の記録
- (5) 次条において準用する第30条<u>に規定する</u>市への通知に係る 記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容 等の記録
- (7) 次条において準用する第42条第2項<u>に規定する</u>事故の状況 及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) (略)

(準用)

第151条 第14条、第15条、第24条、第30条、第34条 の2、第36条から第40条まで、第42条から第43条まで、 第61条の11、第61条の15、第61条の16、第61条の 17第1項から第4項まで及び第101条の規定は、指定地域密 着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合 において、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条 の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従 業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第61条の 11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第61 節」と、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第153条 (略)

 $2 \sim 7$  (略)

- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、 サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、 機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体 施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に 行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) (2) (略)
- (3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

(4) (略)

 $9 \sim 14$  (略)

15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないこ

条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」 とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第61条の17第 1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるの は「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」 と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第153条 (略)

 $2 \sim 7$  (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、 サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、 機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体 施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に 行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) · (2) (略)

(3) 病院 栄養士<u>若しくは</u>管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。) <u>又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施</u>設の場合に限る。)

(4) (略)

 $9 \sim 14$  (略)

15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅 介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設さ れる場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介 護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居 宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護 支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の<u>利用者</u> の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないこ

とができる。

16 · 17 (略)

第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

 $(1) \sim (5)$  (略)

(6) 医務室

医療法<u>(昭和23年法律第205号)</u>第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

 $(7) \sim (9)$  (略)

2 (略)

(緊急時等の対応)

- 第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

改正前

とができる。

16・17 (略)

第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

 $(1) \sim (5)$  (略)

(6) 医務室

医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

 $(7) \sim (9) \qquad (略)$ 

2 (略)

(緊急時等の対応)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(管理者による管理)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当 該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者で なければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施 設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設 の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職 務を除く。) に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業 第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業 務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

 $(1) \sim (4)$  (略)

- (5) 第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時 間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 の記録を行うこと。
- (6) 第179条において準用する第40条第2項の規定による苦 情の内容等の記録を行うこと。
- (7) 第177条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録を行うこと。

(協力医療機関等)

- 第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の 急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満た す協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、 病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の 医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件 を満たすこととしても差し支えない。
- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が 相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあ

改正前

(管理者による管理)

| 第168条 | 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当 該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者で なければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施 設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施 設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、 管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

 $(1) \sim (4)$  (略)

- (5) 第159条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、 その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記 録すること。
- (6) 第179条において準用する第40条第2項に規定する苦情 の内容等を記録すること。
- (7) 第177条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採 った処置について記録すること。

(協力病院等)

| 第174条 | 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要 とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなけ ればならない。

改正前

った場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関 との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努め なければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協 定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療 機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わ なければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護 老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6 (略)

(記録の整備)

第178条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げ る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならな <u>2</u> (略)

(記録の整備)

第178条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げ る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならな

- (1) (略)
- (2) 第157条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの 内容等の記録
- (3) 第159条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第30条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>苦情の内 容等の記録
- (6) 前条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録
- (7) (略)

(準用)

第179条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15<u>、第61条の17第1項から第4項まで及び第108条の2</u>の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」

改正前

V10

- (1) (略)
- (2) 第157条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内 容等の記録
- (3) 第159条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、 その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記 録
- (4) 次条において準用する第30条<u>に規定する</u>市への通知に係る 記録
- (5) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容 等の記録
- (6) 前条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) (略)

(準用)

第179条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15及び第61条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介

とあるのは「要介護認定」と、第61条の11第2項中「この節」 とあるのは「第8章第4節」と、第61条の17第1項中「地域 密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着 型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、 「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第189条 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニ ット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければなら ない。

6 (略)

(進用)

第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第4 2条の2、第43条、第61条の11、第61条の15、第61 条の17第1項から第4項まで、第108条の2、第155条か ら第157条まで、第160条、第163条、第165条から第 169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニ ット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この 場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」 とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、 同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2 第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」 とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居 の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して 行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認

護認定」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第 8章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護 について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあ るのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第189条 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

(略) 5

(進用)

第191条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、│第191条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、 第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第4 2条の2、第43条、第61条の11、第61条の15、第61 条の17第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、 第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第 173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着 型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第1 1条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第1 88条に規定する重要事項に関する規程 と、同項、第34条の 2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号 中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従 業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同 条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない 等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは

定」とあるのは「要介護認定」と、第61条の11第2項中「こ の節」とあるのは「第8章第5節」と、第61条の17第1項中 「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地 域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する 者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第16 0条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、 同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7 項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」 と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条 において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2 号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用 する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」 とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次 条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」 とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替 えるものとする。

第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス (施行規則第64条第1号ハに規定する看護小規模多機能型居宅 介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅 介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に 規定する訪問看護の基本方針及び第83条に規定する小規模多機 能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならな い。

(従業者の員数等)

第193条 (略)

 $2 \sim 6$  (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれか に掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める 人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を 「要介護認定」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第179条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」とあるのは「第191条」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのとする。

第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス (施行規則第17条の10</u>に規定する看護小規模多機能型居宅介 護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介 護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規 定する訪問看護の基本方針及び第83条に規定する小規模多機能 型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第193条 (略)

 $2 \sim 6$  (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれか に掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める 人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を 置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす 従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従 業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 (1)~(3) (略)

(4) (略)

 $8 \sim 14$  (略)

(管理者)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

# 2 · 3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

- 第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行

置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす 従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従 業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

 $(1) \sim (3)$  (略)

(4) 指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定 する療養病床を有する診療所であるものに限る。)

(5) (略)

 $8 \sim 14$  (略)

(管理者)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2 · 3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

- 第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

改正後	改正前
	(X 1世 旧)
うものとする。 (a) (b) ('''な)	(a) (a) (mtr.)
(2)~(6) (略)	$(2) \sim (6)$ (略)
(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の	
適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テ	
レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)	
を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看	
護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等	
の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
(8) (略)	(7) (略)
(9) (略)	(8) (略)
(10) (略)	(9) (略)
(11) (略)	
<u>(12)</u> (略)	(11) (略)
(記録の整備)	(記録の整備)
第203条 (略)	第203条 (略)
2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指	2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指
定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を	定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を
整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)
(3) 第199条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時	(3) 第199条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、
間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由	その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記
の記録	録
(4) • (5) (略)	(4) · (5) (略)
(6) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した	(6) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具

- (7) 次条において準用する第30条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録
- (8) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>苦情の内 容等の記録
- (9) 次条において準用する第42条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (10) (略)

(準用)

第204条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第 30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条か ら第43条まで、第61条の11、第61条の13、第61条の 16、第61条の17、第89条から第92条まで、第95条か ら第97条まで、第99条、第100条、第102条から第10 6条まで、第108条及び第108条の2の規定は、指定看護小 規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合におい て、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるの は「第204条において準用する第102条に規定する重要事項 に関する規程」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項 並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護 従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第 9章第4節」と、第61条の13第3項及び第4項並びに第61 条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」 とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条 の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」 とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する 者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるの

改正前

体的なサービスの内容等の記録

- (7) 次条において準用する第30条<u>に規定する</u>市への通知に係る 記録
- (8) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容 等の記録
- (9) 次条において準用する第42条第2項<u>に規定する</u>事故の状況 及び事故に際して採った処置についての記録
- (10) (略)

(準用)

| 第204条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第 30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条か ら第43条まで、第61条の11、第61条の13、第61条の 16、第61条の17、第89条から第92条まで、第95条か ら第97条まで、第99条、第100条、第102条から第10 6条まで及び第108条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅 介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1 項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第204条に おいて準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、 同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2 第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」 とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条 の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第6 1条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号 及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小 規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「地 域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小 規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」と あるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及

4条第12項 | とあるのは「第193条第13項 | と、第91条

及び第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看

は「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条中「第84条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第91条及び第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第84条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)、第117条第1項、第138条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第84条 第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるもの とする。

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サ ービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するも ののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄 本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によっ て認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をい う。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又 は想定されるもの(第14条第1項(第61条、第61条の20、 第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、 第130条、第151条、第179条、第191条及び第204 条において準用する場合を含む。)、第117条第1項、第13 8条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する 場合を含む。) 並びに次項に規定するものを除く。) については、 書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的 方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作 られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される ものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

2 (略)

(芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正) 第2条 芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年芦屋 市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」と いう。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

## 改正後

# (定義)

- ぞれ当該各号に定めるところによる。
- に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。
- $(2) \sim (6)$  (略)

(従業者の員数)

第7条 单独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人 第7条 单独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人 ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第 133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。 以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病 院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は 特定施設をいう。以下この項において同じ。)に併設されていな い事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護を いう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知 症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業 所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。 以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予 防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事 業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所」という。) ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおり とする。

## 改正前

## (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ | 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第12項 (1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第14項 に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。
  - $(2) \sim (6)$  (略)

(従業者の員数)

ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第 133号) 第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。 以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病 院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は 特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予 防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)) の事業を行う者 及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホ ーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認 知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下 「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」と いう。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定介 護予防認知症対応型通所介護事業所」という。) ごとに置くべき 従業者の員数は、次のとおりとする。

 $(1) \sim (3)$  (略)

 $2 \sim 7$  (略)

(管理者)

第8条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

## 第11条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは健康保険法等の一部を改正する介護保険施設をいう。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第46条第7項及び第73条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でな

改正前

(1)  $\sim$  (3) (略)

 $2 \sim 7$  (略)

(管理者)

第8条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第11条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援をいう。)、指定所護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項に

(管理者)

第12条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共業112条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共 用型指定介護予防認知症対応型诵所介護事業所ごとに専らその職 務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がな い場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所 の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事する ことができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介 護予防認知症対応型诵所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、 他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

#### 2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

## 第13条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又は その家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の 交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又 はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情 報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方 法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」 という。)により提供することができる。この場合において、当 該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付 したものとみなす。

## (1) (略)

改正前

おいて同じ。)の運営(第46条第7項及び第73条第9項にお いて「指定居宅サービス事業等」という。) について3年以上の 経験を有する者でなければならない。

(管理者)

用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職 務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がな い場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所 の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等 の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介 護予防認知症対応型诵所介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務 に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従 事することとしても差し支えない。

## (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

## 第13条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型诵所介護事業者は、利用申込者又は その家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の 交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又 はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情 報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方 法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」 という。)により提供することができる。この場合において、当 該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付 したものとみなす。

#### (1)(略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その 他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる 記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの をいう。第93条第1項において同じ。)に係る記録媒体をい う。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を 記録したものを交付する方法

## $3 \sim 6$ (略)

(掲示)

- 第34条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護 予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の 概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他 の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 (以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなけ ればならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え 付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより 前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重 要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

## 第42条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記 録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 第23条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内 容等の記録

### 改正前

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方 法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をも って調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したも のを交付する方法

### $3 \sim 6$ (略)

(掲示)

- 第34条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護 予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の 概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他 の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を 掲示しなければならない。
- 事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事 業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させ ることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

## 第42条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記 録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 第23条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等 の記録

改正後	改正前
(3) 第44条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行	
動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及	
び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない	
理由の記録	
(4) 第26条 <u>の規定による</u> 市への通知に係る記録	<u>(3)</u> 第26条 <u>に規定する</u> 市への通知に係る記録
(5) 第38条第2項 <u>の規定による</u> 苦情の内容等の記録	(4) 第38条第2項 <u>に規定する</u> 苦情の内容等の記録
(6) 第39条第2項 <u>の規定による</u> 事故の状況及び事故に際して採	(5) 第39条第2項 <u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採っ
った処置についての記録	た処置についての記録
<u>(7)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)	(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)
第44条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第6条に	第44条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第6条に
規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次	規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次
に掲げるところによるものとする。	に掲げるところによるものとする。
$(1) \sim (9)$ (略)	$(1) \sim (9)$ (略)
(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当	
<u>該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急</u>	
<u>やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u>	
(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、そ	
の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録	
<u>しなければならない。</u>	
<u>(12)</u> (略)	<u>(10)</u> (略)
<u>(13)</u> (略)	<u>(11)</u> (略)
(14) (略)	(12) (略)
<u>(15)</u> (略)	(13) (略)
(16) 第1号から <u>第14号</u> までの規定は、前号に規定する介護予防	(14) 第1号から <u>第12号</u> までの規定は、前号に規定する介護予防
認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。	認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。
(従業者の員数等)	(従業者の員数等)

74.	74-7-24		
改正後	改正前		
第46条 (略)	第46条 (略)		
$2\sim5$ (略)	$2 \sim 5$ (略)		
6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関	6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関		
する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置く	する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置く		
ほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従	   ほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従		
業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規	・ 業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規		
模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務	- 模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務		
に従事することができる。	に従事することができる。		
当該指定介護予防小 指定認知症対応型共同生活介護事 (略)	当該指定介護予防小 指定認知症対応型共同生活介護事 (略)		
規模多機能型居宅介業所、指定地域密着型特定施設、	規模多機能型居宅介 業所、指定地域密着型特定施設、		
護事業所に中欄に掲指定地域密着型介護老人福祉施	護事業所に中欄に掲 指定地域密着型介護老人福祉施		
げる施設等のいずれ設、指定介護老人福祉施設、介護			
かが併設されている老人保健施設又は介護医療院	かが併設されている  老人保健施設、指定介護療養型医		
場合	場合  療施設(医療法(昭和23年法律		
	第205号)第7条第2項第4号		
	に規定する療養病床を有する診療		
	所であるものに限る。)又は介護		
当該指定介護予防小 (略) (略)	当該指定介護予防小 (略) (略)		
規模多機能型居宅介	規模多機能型居宅介		
護事業所の同一敷地	護事業所の同一敷地		
内に中欄に掲げる施			
設等のいずれかがあ	設等のいずれかがあ		
る場合			
S 2N L			

#### $7 \sim 9$ (略)

る指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指 定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)の利用に係る計画及

 $7 \sim 9$ (略)

10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係 る指定介護予防サービス等(法第8条の2第18項に規定する指 定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)の利用に係る計画及

び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

#### $11 \sim 13$ (略)

(管理者)

第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事 する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当 該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事 し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるもの とする。

び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

## $1.1 \sim 1.3$ (略)

(管理者)

護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事 する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当 該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事 し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設 する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の 項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第 8条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事 業所をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項に規 定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以 下同じ。) が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型 サービス基準条例第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問 介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(指定居 宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成1

改正前

2 · 3 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第55条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介 第55条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介 護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者 又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得な い場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

# (略)

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等 の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレ ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3 月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員 その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のた めの研修を定期的に実施すること。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第65条 (略)

1年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。 第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。 又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を 併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業 に係る職務を含む。) 若しくは法第115条の45第1項に規定 する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する 第1号介護予防支援事業を除く。) に従事することができるもの とする。

2 • 3 (略)

(身体的拘束等の禁止)

護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者 又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得な い場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為( 以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(略)

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第65条 (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽 減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第65条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当 該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効 率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取 組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び 職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電 話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に 開催しなければならない。

(記録の整備)

第66条 (略)

る指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げ る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならな V)

(1) • (2) (略)

- (3) 次条において準用する第23条第2項の規定による提供した 具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第55条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記
- (5) 次条において準用する第26条の規定による市への通知に係 る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内 容等の記録
- (7) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状 況及び事故に際して採った処置についての記録

改正前

(記録の整備)

第66条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対す 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対す る指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げ る記録を整備し、その完結の目から5年間保存しなければならな 11

(1) • (2) (略)

- (3) 次条において準用する第23条第2項に規定する提供した具 体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第55条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、そ 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第26条に規定する市への通知に係る
- (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容 等の記録
- (7) 次条において準用する第39条第2項に規定する事故の状況 び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同 第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同 生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなけ ればならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、 当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等 の職務に従事することができるものとする。

#### (略)

3 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共 同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養 護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又 は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事し た経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基 準第71条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了 しているものでなければならない。

(管理者による管理)

第81条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居 宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若 しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供す る指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行 う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であって はならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合 は、この限りでない。

(協力医療機関等)

改正前

(8) (略)

(管理者)

生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなけ ればならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、 当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他 の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護 事業所の職務に従事することができるものとする。

### (略)

3 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共 同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養 護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又 は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事し た経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基 準第71条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了 しているものでなければならない。

(管理者による管理)

第81条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居 宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若 しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供す る指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行 う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であって はならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあ ること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、こ の限りでない。

(協力医療機関等)

改正後 改正前 第85条 (略) 第85条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定 に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を 満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員 が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診 療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保し ていること。 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回 以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の 対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介 護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長 に届け出なければならない。 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予 防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律 第114号) 第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機 関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種 協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応につい て協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介

護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させるこ とができるように努めなければならない。

(略)

(略) 8

(記録の整備)

第87条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対 する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければな らない。
- (1) (略)
- (2) 第78条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内 容等の記録
- (3) 第80条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記 録
- (4) 次条において準用する第26条の規定による市への通知に係 る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内 容等の記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状 況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) (略)

(進用)

第88条 第13条、第14条、第16条、第17条、第25条、 第26条、第28条、第30条の2、第33条から第36条まで、 第38条から第41条まで(第39条第4項及び第41条第5項 改正前

(略)

3 (略)

(記録の整備)

第87条 (略)

- する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければな らない。
- (1) (略)
- (2) 第78条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容 等の記録
- (3) 第80条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、そ の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第26条に規定する市への通知に係る 記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容 等の記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項に規定する事故の状況 び事故に際して採った処置についての記録
- (7) (略)

(進用)

第88条 第13条、第14条、第16条、第17条、第25条、 第26条、第28条、第30条の2、第33条から第36条まで、 第38条から第41条まで(第39条第4項及び第41条第5項

を除く。)、第58条、第61条、第63条及び第65条の2の 規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について 準用する。この場合において、第13条第1項中「第29条に規 定する運営規程」とあるのは「第82条に規定する重要事項に関 する規程 | と、同項、第30条の2第2項、第33条第2項第1 号及び第3号、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第 3号中「介護予防認知症対応型诵所介護従業者」とあるのは「介 護従業者」と、第28条第2項中「この節」とあるのは「第4章 第4節」と、第41条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護 について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共 同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2 月」と、第58条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」 とあるのは「介護従業者」と、第61条中「指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密 第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密 着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他こ れらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、 書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等 人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その 他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規 定されている又は想定されるもの(第16条第1項(第67条及 び第88条において準用する場合を含む。)及び第78条第1項 並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、 当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

を除く。)、第58条、第61条及び第63条の規定は、指定介 護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この 場合において、第13条第1項中「第29条に規定する運営規程」 とあるのは「第82条に規定する重要事項に関する規程」と、同 項、第30条の2第2項、第33条第2項第1号及び第3号、第 34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中「介護予防 認知症対応型诵所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 28条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第4 1条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有 する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護につい て知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第58 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介 護従業者」と、第61条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他こ れらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、 書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等 人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その 他の有体物をいう。以下この条において同じ。) で行うことが規 定されている又は想定されるもの(第16条第1項(第67条及 び第88条において準用する場合を含む。)及び第78条第1項 並びに次項に規定するものを除く。) については、書面に代えて、 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の 知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であ って、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) により行うことができる。

改正後		改正前
2 (略)	2	(略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第36条に1項を加える改正規定及び第2条中芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第34条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第94条第7号及び第199条第7号並びに第2条の規定による改正後の芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第55条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過 措置)

3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第108条の2(第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)及び新地域密着型介護予防サービス 基準条例第65条の2(第88条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」 とあるのは「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第174条第1項(第191条 において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくようよう努めなければ」とする。